

梓川地区松林所有者の皆様へ

## 令和6年度松枯れ対策事業について(お願い)

松本市では、松枯れ被害の拡大を遅らせるため、毎年度、被害木の伐倒駆除(伐採して薬剤燻蒸を行う)事業を実施しています。

この事業は松枯れ被害拡大先端地の森林法で定める森林を対象に、個人所有の森林も対象としています。

迅速に被害木を処理するため、事業の実施にあたりましては、市の請負業者が森林所有者にお断りすることなく森林に立ち入り、被害木を確認して伐採作業を行います。

つきましては、事業実施についてご理解・ご協力をいただくとともに、事業を望まない場合は、下記担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

## 記

1 事業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 事業内容

(1) 請負業者が森林内に立ち入り、被害木を調査します。

(2) 被害木を伐採し、1~2メートルに玉切りしてシートで覆い、薬剤燻蒸します。

※ 伐採木、シートは処分しません。シートは、気象条件により年数の差がありますが、土中の微生物によって最終的には水と二酸化炭素に分解されます。

3 被害状況によっては、伐倒駆除ができない場合があります、被害木全てを対象とすることができません。

4 以下の場合、本事業の対象としません。

(1) 庭木や墓地などの森林以外の被害木

(2) 家屋、お墓、電線等、伐採時に工作物を破損するおそれがある被害木

(3) 枯れてから年数が経過した枯損木

※ なお、所有者が伐採する場合は、市の補助制度があります。市ホームページをご覧ください。

5 連絡先

松本市 環境エネルギー部 森林環境課(梓川支所内)

担当 阪田 武、前田 潔、赤羽佑介

電話 0263-78-3003(直通)

FAX 0263-78-3942